

利用者負担金[短期入所生活介護]

[多床室ご利用の場合]

(円)

	基本 サービス費	サービス提 供体制強化 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	機能訓練 加算	夜勤職員 配置加算 (Ⅰ)	食費／1日	滞在費／ 1日	計／1日
要介護1	686	12	8	12	13	1,380	320	2,431
要介護2	755	12	8	12	13	1,380	320	2,500
要介護3	826	12	8	12	13	1,380	320	2,571
要介護4	896	12	8	12	13	1,380	320	2,641
要介護5	964	12	8	12	13	1,380	320	2,709

[特別養護老人ホームの空床利用の場合]

『多床室ご利用時』

	基本 サービス費	サービス提 供体制強化 加算(Ⅰ)	看護体制 加算 (Ⅰ・Ⅱ)	機能訓練 加算	夜勤職員 配置加算 (Ⅰ)	食費／1日	滞在費／ 1日	計／1日
要介護1	686	12	12	12	13	1,380	320	2,435
要介護2	755	12	12	12	13	1,380	320	2,504
要介護3	826	12	12	12	13	1,380	320	2,575
要介護4	896	12	12	12	13	1,380	320	2,645
要介護5	964	12	12	12	13	1,380	320	2,713

『従来型個室ご利用時』

	基本 サービス費	サービス提 供体制強化 加算(Ⅰ)	看護体制 加算 (Ⅰ・Ⅱ)	機能訓練 加算	夜勤職員 配置加算 (Ⅰ)	食費／1日	滞在費／ 1日	計／1日
要介護1	612	12	12	12	13	1,380	1,150	3,191
要介護2	683	12	12	12	13	1,380	1,150	3,262
要介護3	755	12	12	12	13	1,380	1,150	3,334
要介護4	825	12	12	12	13	1,380	1,150	3,404
要介護5	895	12	12	12	13	1,380	1,150	3,474

※短期入所は、基本的に全て多床室利用となっておりますが、特別養護老人ホーム（長期入所）のベッドの転用利用時に、個室利用が発生する場合があります。また、料金も一部変更となります。
※食費・居住費につきましては、所得に応じて減額になる場合があります。

※加算につきましては、次頁に記載しておりますのでご覧ください。

※入所当日、体調不良等の突発的な事情により退所となられた場合の利用者負担金については、ご相談させていただきます。

利用者負担金[介護予防短期入所生活介護]

[多床室ご利用の場合]

(円)

	基本 サービス費	サービス提供 体制強化加算 (I)	機能訓練加算	食費／1日	滞在費／1日	計／1日
要支援1	502	12	12	1,380	320	2,226
要支援2	617	12	12	1,380	320	2,341

[従来型個室ご利用の場合]

	基本 サービス費	サービス提供 体制強化加算 (I)	機能訓練加算	食費／1日	滞在費／1日	計／1日
要支援1	458	12	12	1,380	1,150	3,012
要支援2	569	12	12	1,380	1,150	3,123

※短期入所は、基本的に全て多床室利用となっておりますが、特別養護老人ホーム（長期入所）のベッドの転用利用時に、個室利用が発生する場合があります。また、料金も一部変更となります。

※食費・居住費につきましては、所得に応じて減額になる場合があります。

※加算につきましては、下記に記載しておりますのでご覧ください。

※入所当日、体調不良等の突発的な事情により退所となられた場合の利用者負担金については、ご相談させていただきます。

加 算

加算の種類	加算の内容	加算額
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて、送迎を行うことが必要と認められる利用者について、その居宅と事業所との間の送迎を行った場合。	片道につき 184円
サービス提供体制 強化加算（I）	介護福祉士が50%以上配置されている場合。	1日につき 12円
看護体制加算（I） (短期入所生活介護のみ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合。	1日につき 4円
看護体制加算（II） (短期入所生活介護のみ)	看護職員を、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置し、24時間の連絡体制を確保している場合。	1日につき 8円
機能訓練加算	常勤専従の機能訓練指導員を必要数配置している場合。 (当施設は常勤専従の機能訓練指導員を配置)	1日につき 12円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合。	1日につき 23円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所を利用する事が適当であると判断した者に対し入所受け入れした場合。	1日につき 200円 (7日を限度)
若年性認知症 利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに、個別の担当者を定めている場合。	1日につき 120円
夜勤職員配置 加算（I） (短期入所生活介護のみ)	夜勤を行う職員の数が基準より1名以上回っている場合。	1日につき 13円
介護職員処遇 改善加算（I）	介護職員の賃金の改善等を実施する場合に算定する加算	1月につき基本 サービス費と加 算合計の2.5%

利用者負担金の支払い方法

サービス利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した月の翌月末までに、つかのめの里の窓口、利用者の指定する金融機関の口座振替及び事業者が指定する金融機関への振込みのいずれかの方法でお支払いください。

お支払い方法につきましては、事業所の事務室にお申し出ください。